

平成30年度 行田市男女共同参画推進事業所を募集します

男女が共同して参画することができる職場づくりに積極的に取り組んでいる事業所を表彰します。皆さんの応募または推薦をお待ちしています。

- ▶**対象** 次のいずれかの取り組みを行っている市内に所在する事業所(国、地方公共団体などを除く)
- (1)女性労働者の能力発揮を促進し、その活用を図る積極的な取り組みを推進している事業所
例)・女性の管理職への積極的な登用
・女性従業員の資格取得支援(教育訓練・研修など)
・パート社員の処遇改善、正社員への登用
・企画・立案などに女性も積極的に参加している
 - (2)仕事と家庭生活その他の活動との両立を支援するための制度を制定し、積極的に活用している事業所
例)・妊娠・出産・育児・介護の制度を周知し、利用しやすい雰囲気づくりをしている
・産前・産後休暇制度が活用されている
・育児・介護を行うために在宅勤務、フレックスタイムなどの柔軟な勤務体制がとられている
・ノー残業デーや定時帰宅奨励制度
 - (3)男女が共同して参画できる職場づくりに向けて積

極的に取り組んでいる事業所
例)・セクシャル・ハラスメント防止のための周知や研修などを行っている
・男女がともに活躍しやすい環境とするための施設・設備の整備・改善を行っている

- ▶**提出方法** 5月18日(金)までにVIVAぎょうだで配布している応募・推薦用紙(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入の上、持参、郵送、Eメールのいずれかの方法で提出してください。
※月曜日休館
【持参・郵送】〒361-0032 行田市佐間3-23-6 行田市男女共同参画推進センター「VIVAぎょうだ」
【Eメール】viva@city.gyoda.lg.jp
- ▶**選考方法** 行田市男女共同参画推進審議会の意見を聴取し、審議の上、決定します。
- ▶**表彰・公表** 行田市男女共同参画フォーラムで表彰式を行う予定です。また、男女共同参画情報紙などで公表します。
- ▶**問い合わせ** VIVAぎょうだ ☎556-9301

縦覧・閲覧制度を利用して固定資産の確認ができます

固定資産税の納税に先立ち、「縦覧帳簿の縦覧」や「固定資産課税台帳の閲覧」によって、固定資産の内容を確認することができます。

縦覧帳簿の縦覧

土地または家屋に固定資産税が課税されている方は、縦覧帳簿で市内の土地または家屋の価格を縦覧することができます。

- ▶**日時** 4月1日(日)～5月31日(土)(土曜日、祝日を除く)
【月～金曜日】午前8時30分～午後5時15分
【日曜日】午前8時30分～正午
- ▶**場所** 税務課資産税担当

固定資産課税台帳の閲覧

固定資産税の納税義務者は、4月1日から平成30年度課税台帳を閲覧し、所有する固定資産の課税内容を確認することができます。

また、借地および借家人も、賃借権などの目的である固定資産に限って閲覧することができますが、賃貸借契約書などの確認を必要とします。詳しくは同課まで問い合わせください。

▶**お願い** 縦覧および閲覧ができる方かどうかを確認するため、運転免許証や健康保険証など本人確認ができるものを持参してください。また、代理の方が来る場合には、委任状なども併せて持参してください。

- ▶**問い合わせ** 同課資産税担当(内線233・234)

区域変更(案)に対する市民意見募集(パブリックコメント)を行います

市では、地域活性化に資する産業系の土地利用を実現するために市街化調整区域を含めた市内全域を対象とする総合的なまちづくりを進めています。このたび、新たな産業系土地利用を進めるため、土地利用の見込みのない土地を指定区域から廃止する区域変更案がまとまりましたので、市民の皆さんから広く意見を募集します。

都市計画法第34条第12号「行田市開発許可等の基準に関する条例第5条第1項第1号」の区域変更(案)

- ▶**意見募集期間・閲覧期間** 4月13日(金)～5月14日(月)
- ▶**閲覧方法** 建築開発課、市政情報コーナー、南河原支所※市ホームページから閲覧可
- ▶**提出方法** 住所、氏名、電話番号を明記(様式自由)の上、持参、郵送、FAX、Eメールのいずれかの方法で提出してください。【持参・郵送】〒361-0052 行田市本丸2-20 行田市建築開発課【FAX】553-4544【Eメール】k-kaihatu@city.gyoda.lg.jp
- ▶**その他**
- ・提出された意見は個人を特定できないよう編集し、概要を公表します。また、意見に基づいて修正した場合は、その内容を公表します。なお、個別に回答はしませんのでご了承ください。
 - ・電話や口頭での受け付けはできません。
- ▶**問い合わせ** 同課開発指導担当 ☎550-1551

ひとり親家庭の資格取得や講座受講に掛かる費用を補助します

市では、ひとり親家庭の経済的な自立や生活の安定を支援するため、就職に結び付く可能性がある資格の受講費用の一部を支給する「母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業」や、専門学校などの養成機関で修業している期間の生活の負担軽減を目的とした「母子家庭等高等技能訓練促進費等給付金事業」を実施しています。

また、平成30年度からは、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用につなげていくことを目的とした「高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」を実施します。

事業を受けるためには、事前相談が必要となりますので、子ども未来課にご相談ください。

母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業

- ▶**対象**
- 市内に住所を有する20歳未満のお子さんを養育している母子家庭の母または父子家庭の父で、次の全ての条件に該当する方
- ・児童扶養手当の支給を受けている、または同等の所得水準にある方
 - ・当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められる方
 - ・過去に母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給を受けたことがない方

▶**対象講座**

雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定教育訓練講座※詳細は厚生労働省ホームページ(http://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/T_K_kouza)をご覧ください。

- ▶**支給額**
- ①雇用保険制度の一般教育訓練給付金の支給を受けることができない方…受講費用の6割(上限20万円。受講費用の6割相当額が12,000円を超えない場合は対象外)
 - ②雇用保険制度の一般教育訓練給付金の支給を受けることができる方…「①の額」から「雇用保険制度より支給される一般教育訓練給付金の額」を差し引いた額

母子家庭等高等技能訓練促進費等給付金事業

- ▶**対象**
- 市内に住所を有する20歳未満のお子さんを養育している母子家庭の母または父子家庭の父で、次の全ての条件に該当する方
- ・児童扶養手当の支給を受けている、または同等の所得水準にある方
 - ・養成機関で1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方(上限3年間)
 - ・就業または育児と修業との両立が困難であると認められる方
 - ・過去に母子家庭等高等技能訓練促進費等給付金事業の支給を受けたことがない方

- ▶**対象となる資格**
- 看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師など
- ▶**支給額**
- ・市民税非課税世帯…月額100,000円
 - ・市民税課税世帯…月額70,500円
- ※養成機関修了後、「修了支援一時金」として市町村民税非課税世帯には50,000円、市民税課税世帯には25,000円支給します。

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校卒業程度認定試験に合格するための講座(通信講座を含む)を受け、修了した時および合格したときに受講費用の一部を支給します。

- ▶**対象**
- 市内に住所を有する20歳未満のお子さんを養育しているひとり親家庭の母または父およびその子ども(20歳未満)で、次の要件の全てを満たす方
- ・児童扶養手当の支給を受けている、または同等の所得水準にある方
 - ・当該支援事業を受けることが適職に就くために必要であると認められる方
- ※高等学校卒業者など大学入学資格を取得している方は対象外

▶**対象講座**

高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座(通信制講座を含む)

※高等学校卒業程度認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は対象外となります。

- ▶**支給額**
- 受講費用の60%相当額(最大15万円)
- ・受講修了時給付金：受講費用の20%(上限10万円)
 - ・合格時給付金：受講費用の40%(受講修了時給付金と合わせて上限15万円)
- ※合格時給付金は、受講修了日から起算して2年以内に高等学校卒業程度認定試験の全科目合格した場合に支給します。

- ▶**問い合わせ** 同課給付担当(内線292)